

令和2年度 要請訪問について

島根県教育センター

1 要請訪問とは

要請訪問は、「各種団体、教育研究団体、学校などの研修会・研究会などの指導・助言に、教育センターや教育庁各課・室の指導主事が要請を受けて出向くもの」です。研究授業や協議のあと、指導・助言を行う場合など、学校の実態や課題に応じて対応するものが要請訪問の対象となります。それに対し出前講座は、1つの資料によって、どの対象にも同じ内容で実施するものです。

要請訪問には集中型（1回のみ）と継続型（例えば指導案審議から授業研究までの複数回）の2つのタイプがあります。

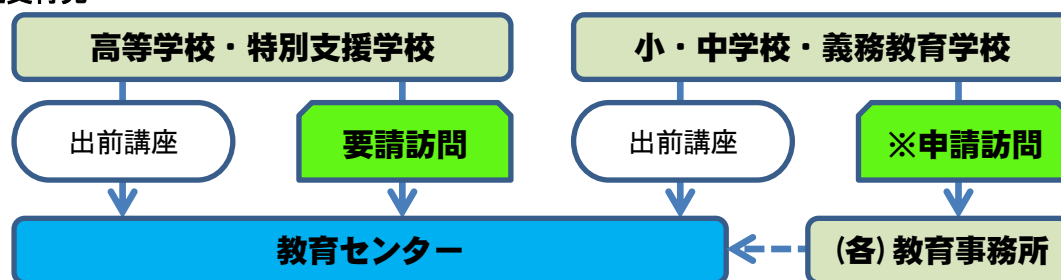
公立高等学校・特別支援学校やその教職員を主体とする研究団体は教育センターへ、小・中学校・義務教育学校やその教職員を主体とする研究団体は各教育事務所へ申し込んでください。

2 対 象

- 公立小・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校、各種団体、教育研究団体、市町村教育委員会等
- ・校内研修（職員研修会、学年会、教科会など）
 - ・各種団体（校長会、教頭会など）
 - ・教育研究団体（県教研、高教連、市郡教研、事務職研など）
 - ・市町村教育委員会主催で行われる教職員対象の研修会



3 申込受付先

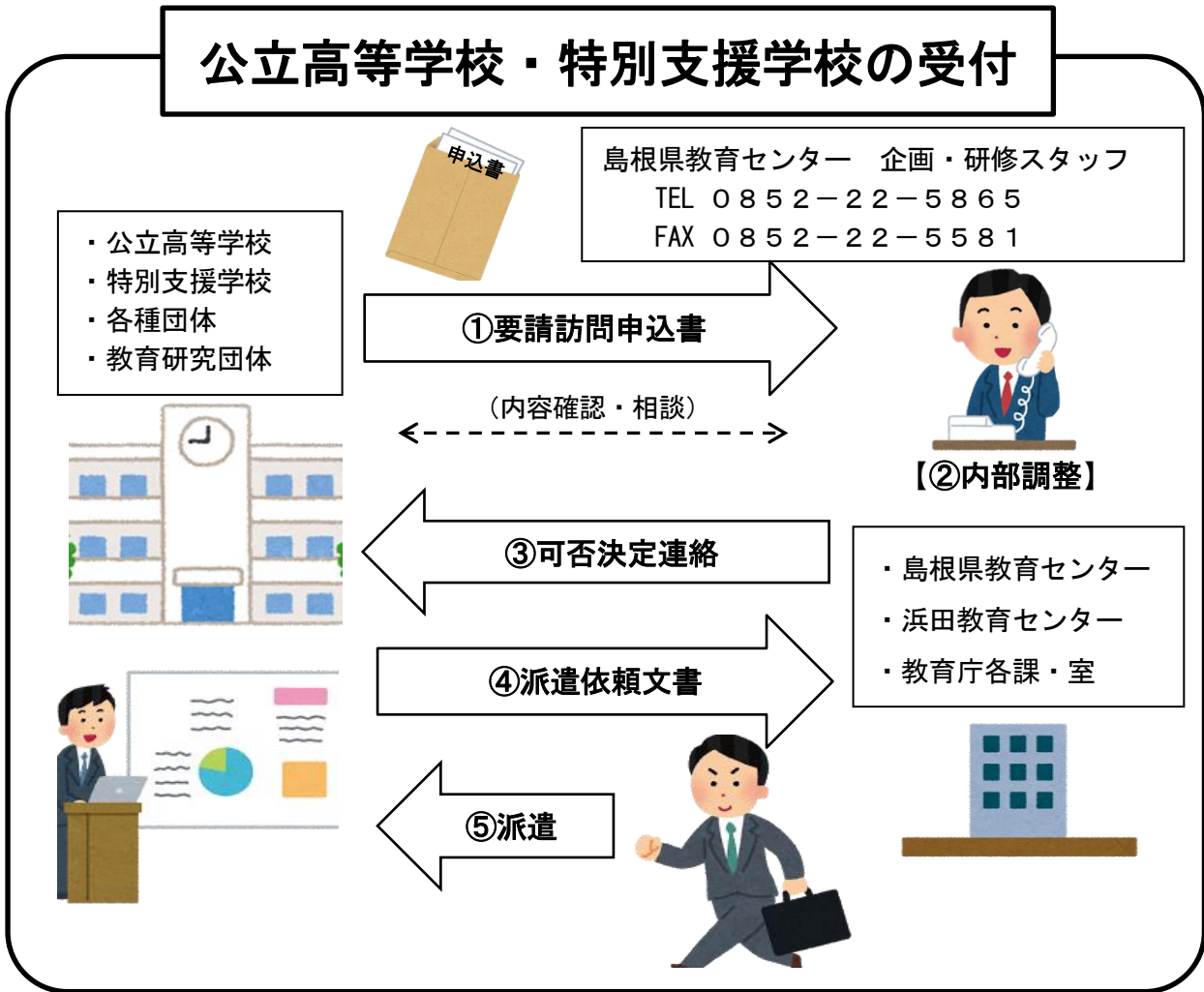


※小・中学校では「申請訪問」として、教育事務所に申し込みます。

4 出前講座と要請訪問のちがい

	出前講座	要請訪問		
対 象	公立小・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校、各種団体、教育研究団体、市町村教育委員会 ※原則として教職員主体の研修会等を対象とし、保護者、児童・生徒主体のものは除く	公立小・中学校・義務教育学校、各種団体、教育研究団体、市町村教育委員会		
内 容	予めテーマ設定した内容 (配布する「出前講座一覧」から選択)	学校の実態や課題に応じた内容 (研修会・研究会などの指導・助言等)		
実施時期	9月1日～2月下旬（令和2年度）	原則9月1日～年度末（令和2年度） ※8月末までの訪問については個別にお問い合わせください。 ※教育事務所の実施時期は各教育事務所へお問い合わせください。		
申込方法	募集：6月上旬～7月10日 教育センターのHPから申込	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 小・中学校・ 義務教育学校 教育事務所へ申し込むこと </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 高等学校 特別支援学校 教育センターへ要請 訪問申込書を提出 </td> </tr> </table>	小・中学校・ 義務教育学校 教育事務所へ申し込むこと	高等学校 特別支援学校 教育センターへ要請 訪問申込書を提出
小・中学校・ 義務教育学校 教育事務所へ申し込むこと	高等学校 特別支援学校 教育センターへ要請 訪問申込書を提出			
回 数	1回のみ申込可	集中型（1回のみ）と継続型（複数回）		

5 公立高等学校・特別支援学校の受付



6 申込方法

- ・要請訪問申込書を提出（FAX 可）してください。申込書は島根県教育センターHPからダウンロードできます。
- ・調整後、可否決定の連絡をします。
- ・決定後、派遣元の所属長及び派遣者宛に派遣依頼文書を送ってください。



7 受付窓口

島根県教育センター 企画・研修スタッフ 要請訪問担当者

〒690-0873 松江市内中原町255-1 TEL (0852) 22-5865 FAX (0852) 22-5581

8 その他

- ・要請訪問に関わる旅費・謝金は原則として不要です。教材費等がかかる場合は相談に応じます。但し外部会場を利用する場合、会場費は依頼元の負担となります。
- ・学校などの場合、学校の研修計画全体での位置づけを明確にしてください。

